

第19回 宇陀市子ども・子育て会議資料



室生こども園 バスクラクション研修

令和4年11月16日
宇陀市 こども未来課

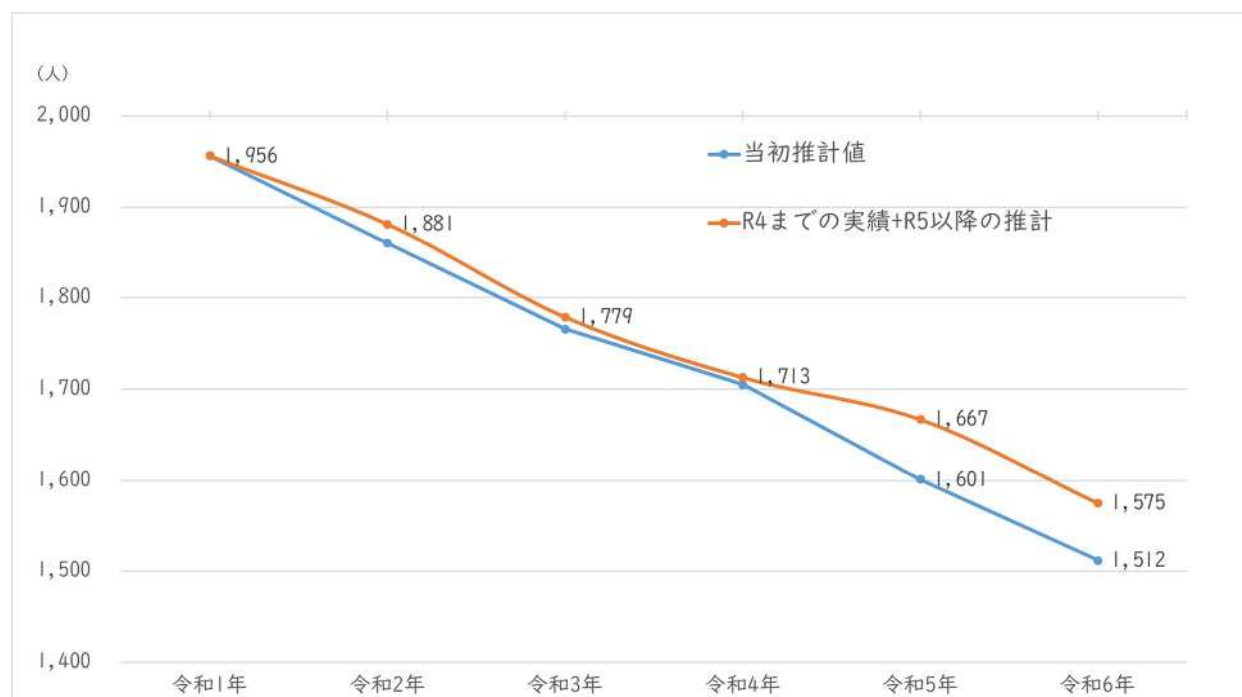
子ども・子育て支援事業の見込みと確保方策

Ⅰ 児童人口の推計

計画期間（R5～R6）各年度における年齢別推計児童数を下記の通り修正します。

（Ⅰ）推計児童数（0～11歳）

	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
当初推計値	1,956	1,860	1,766	1,705	1,601	1,512
R4までの実績+R5以降の推計	1,956	1,881	1,779	1,713	1,667	1,575



※コーホート変化率による推計

※コーホート変化率とは、各「コーホート（同年出生集団）」の過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

当初の推計では、平成27年からR1まで5年間の各11月末時点の年齢別・男女別の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法によりR2からR6までの児童人口（0～11歳）を推計しました。

※今回の推計では、R3とR4の2年間の各10月末時点の年齢別・男女別の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法によりR5とR6までの児童人口（0～11歳）を推計しました。

(2)地域別推計児童数（0歳）

■大宇陀区域

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
当初推計値	15	15	14	13	13
R4までの実績+R5以降の推計	21	13	13	12	12

■菟田野区域

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
当初推計値	17	16	16	15	14
R4までの実績+R5以降の推計	11	13	25	18	17

■榛原区域

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
当初推計値	61	58	56	52	50
R4までの実績+R5以降の推計	63	41	34	34	33

■室生区域

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
当初推計値	5	5	5	4	4
R4までの実績+R5以降の推計	5	11	8	8	8

※今回の推計では、R 3からR 4の2年間の各10月末時点の年齢別・男女別の住民基本台帳人口をもとに、コーホート変化率法によりR 5とR 6までの児童人口（0歳）を推計しました。

人数は、出生数+転入者も含まれます。

2 幼児期の教育・保育給付事業・サービス量の見込み及び提供体制

(1) 保育所（園）・幼稚園・認定こども園の状況

R4の市内こども園（保育認定）・保育所は、5か所、定員数は485人です。しらゆり保育園がR4年4月から30人定員を増やし定員180人になりました。こども園（保育認定）・保育所の入所者数は、合計360人です。こども園（教育認定）・幼稚園については、幼稚園2園、認定こども園3園、幼稚園の定員155人に対し園児数は87人、認定こども園は定員数115人に対し園児数は59人です。

また、全体計画値による入所者数は、保育認定の実績は見込みを上回っており、教育認定の実績は見込みどおりとなっています。

■ 保育所（園）、幼稚園、認定こども園の定員及び入所者数

【単位：人】

				R1	R2	R3	R4	R5	R6
保育所	公立	菟田野保育所	定員数	130					
			入所者数	33					
		榛原北保育園	定員数	100	100	100	100	100	100
			入所者数	92	89	94	87	—	—
	私立	しらゆり保育園	定員数	150	150	150	180	180	180
			入所者数	140	139	131	128	—	—
こども園 (保育認定)	公立	大字陀こども園	定員数	90	90	90	90	90	90
			入所者数	79	83	81	65	—	—
		室生こども園	定員数	60	60	60	60	60	60
			入所者数	40	43	41	41	—	—
		菟田野こども園	定員数		55	55	55	55	55
			入所者数		37	37	39	—	—
こども園 (教育認定) 幼稚園	公立	大字陀こども園	定員数	70	70	70	70	70	70
			入所者数	65	43	33	24	—	—
		室生こども園	定員数	30	30	30	30	30	30
			入所者数	14	15	15	10	—	—
		菟田野こども園	定員数		15	15	15	15	15
			入所者数		13	25	25	—	—
		榛原幼稚園	定員数	70	70	70	70	70	70
			入所者数	64	81	63	55	—	—
		榛原東幼稚園	定員数	85	85	85	85	85	85
			入所者数	53	46	38	32	—	—

資料：こども園は教育認定と保育認定で別々に計上（各年4月1日） 幼稚園は学校基本調査（各年5月1日）

(2) 教育・保育提供体制の見込に対する実績及び状況について

※今回の推計では、R3からR4の2年間の各3月末時点の入所者をもとに、R5とR6までの見込み数を推計しました。R2～R3→年度末の人数、R4の人数は→10月末の人数

■大字陀区域

平成27年度に開設した大字陀こども園にて未就学児の教育・保育を提供いたします。

単位：人			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号	3～5歳	教育認定	36	32	23	26	25
2号	3～5歳	保育認定	61	56	47	45	44
3号	0歳		4	6	2	3	3
	1～2歳		11	21	20	13	14
合計			112	115	92	87	86

■菟田野区域

令和2年9月に新設開園した菟田野こども園にて未就学児の教育・保育を提供いたします。

単位：人			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号	3～5歳	教育認定	18	23	26	24	23
2号	3～5歳	保育認定	40	34	35	40	43
3号	0歳		5	2	3	3	3
	1～2歳		9	13	11	6	3
合計			72	72	75	73	72

■榛原区域

榛原幼稚園と榛原東幼稚園にて幼児教育を提供し、榛原北保育園と私立しらゆり保育園にて、保育を提供致します。今後、幼保連携型認定こども園の設置に向けての検討・整備が求められます。

単位：人			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号	3～5歳	教育認定	132	100	87	88	86
2号	3～5歳	保育認定	178	152	146	127	124
3号	0歳		18	18	11	16	15
	1～2歳		36	70	59	48	46
合計			364	340	303	279	271

■室生区域

平成27年度に開設した室生こども園にて未就学児の教育・保育を提供いたします。

単位：人			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号	3～5歳	教育認定	13	13	10	10	10
2号	3～5歳	保育認定	36	38	28	24	24
3号	0歳		2	1	3	2	2
	1～2歳		8	11	7	11	10
合計			59	63	48	47	46

■市全域

各地域のこども園と今後整備を予定する「榛原こども園」及び私立保育園にて未就学児の教育・保育を提供いたします。

単位：人			R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
1号	3～5歳	教育認定	199	168	146	148	144
2号	3～5歳	保育認定	315	280	256	236	235
3号	0歳		29	27	19	24	23
	1～2歳		64	115	97	78	73
合計			607	590	518	486	475

■全体計画値による入所者数

		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
見込み	保育認定	415	387	354	338	331
	教育認定	186	169	150	148	144
実績	保育認定	408	422	372	—	—
	教育認定	199	168	146	—	—
計	見込み	601	556	504	486	475
	実績	607	590	518	—	—

3 子育て支援 | 3事業の利用実績等状況について

(1) 利用者支援事業

子ども及びその保護者が、情報提供・相談支援等に加えて、予防的な効果も期待されることから、各地域に1か所相談窓口の設置を目指します。

		R1	R2	R3	R4	R5	R6
見込み	箇所数	4	5	5	5	5	5
実績	箇所数	3	5	5	—	—	—

R2年度から、子育て支援センターすくすく（菟田野）、認定こども園（大宇陀・室生・菟田野）の4箇所と中央保健センターにおいて実施しています。榛原地域は、就学前施設(認定こども園)が未整備のため未設置となっています。相談業務については、宇陀市役所で行っています。

令和3年11月から、市役所こども未来課内に「子ども家庭総合支援事業拠点」を設置し、全ての子ども及びその家庭、妊産婦等に対し、必要な支援を行っています。

(2) 延長保育事業

保護者の勤務時間や通勤時間の都合で、保育標準時間を超えて継続的に保育が必要な場合や、急な残業等で一時的に保育時間の延長が必要な場合に利用するものです。現状、公立保育施設では事業を実施しておらず、私立保育園1園のみで実施しています。ファミリー・サポート・センター事業の利用は新型コロナウイルス感染症対策の影響で0人でした。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6	提供施設	確保の方策
利用人数	見込み	105	73	69	63	58	56	私立保育園 園で対応	私立保育園及びファミリー・サポート・センター事業にて対応
	実績	42	55	38	-	-	-		

※延長保育とは、保育標準時間（7：30～18：30）を超える、7：00～7：30と18：30～19：30の保育をいいます。

(3) 放課後児童健全育成事業

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校1年生から6年生までの児童が、学童保育室を利用するものです。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
在籍児童数	見込み	208	218	210	212	240(250)	245(250)
	実績	210(238)	209(246)	208(233)	238(250)	—	—
箇所数	見込み	7	7	7	7	7	7
	実績	7	7	7	7	—	—

資料：実績児童数は3月31日時点の数値（ ）は、4月1日現在の数値

令和3年度に、待機児童をなくすため（大字陀小学校定員 40人→60人、榛原小学校定員 70人→80人 計255人→285人）に拡大しています。保護者の働き方や家族構成の変化から、入室希望者は、増加傾向となっています。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が疾病等で児童の養育が一時的に困難となった場合に、施設で児童を保護・養育するものです。県内児童福祉施設と委託契約により、受け入れ体制を整備しています。養育が一時的に困難となった場合のニーズにも対応可能となっています

単位：件		R1	R2	R3	R4	R5	R6
見込み	利用人数	0	8	8	7	7	7
実績	利用人数	0	0	0	—	—	—

※現在県内7箇所の施設と契約を締結しています。

(5) 地域子育て支援拠点事業

子育ての不安感、負担感を軽減するため、乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

単位：人、箇所		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	1,783	2,417	2,348	2,263	2,140	2,047
	実績	2,235	1,337	1,230	—	—	—
設置箇所	見込み	3	4	4	4	4	4
	実績	3	4	4	—	—	—

子育て支援センターすくすく（菟田野）、認定こども園3園（大字陀・菟田野・室生）の4か所で実施しており、榛原地域における就学前施設の整備については現在検討段階です。R3は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と出生数の減少に伴い、見込み数を下回りました。

(6) 一時預かり事業（1号認定対象）

通常の幼稚園教育時間の開始前や終了後、夏休みなどの幼稚園休業日に園児を預かる事業です。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	5,656	4,679	4,264	3,797	3,434	3,351
	実績	5,384	3,022	3,635	—	—	—

大字陀・室生・菟田野こども園、榛原・榛原東幼稚園、の5園で幼児教育在園児を対象とした一時預かりとなります。R3は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と出生数の減少に伴い、見込み数を下回りました。

(7) 一時預かり事業（未就園児等）、短期支援事業（トワイライトステイ）等

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、こども園等で一時的に預かる事業を一時預かり事業といいます。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	1,681	1,475	1,353	1,217	1,107	1,070
	実績	1,109	784	805	—	—	—
(内訳) 一時預かり(未就園児)		833	779	805	—	—	—
(内訳) ファミサポ(未就学児)		276	5	0	—	—	—
(内訳) トワイライトステイ		0	0	0	—	—	—

大字陀・室生・菟田野の各こども園、榛原北保育園、しらゆり保育園で未就園児及び幼児教育の園児を対象とした一時預かりとなります。R3は、新型コロナウイルス感染症対策の影響と出生数の減少に伴い、見込み数を下回りました。ファミリーサポート事業の利用人数はありませんでした。

(8) 病児・病後児保育事業、子育て援助活動支援事業（病児・緊急対応強化事業）

子どもが病気又は病気の回復期にあり、保育所等が利用できず、保護者も就労等で保育できない場合に利用するものです。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	20	17	16	15	13	13
	実績	3	1	0	—	—	—
箇所数		1	1	0	—	—	—

平成 27 年 4 月より病後児保育室「りすぐみ」（大字陀こども園）を開設しています。R3 の利用人数は新型コロナウイルス感染症対策の影響で 0 人でした。令和元年から R3 にかけて、見込み値とは大きく乖離が見られます。

(9) 妊婦に対する健康診査

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児に影響を与える疾病の早期発見や生活習慣の見直しや改善により、疾病予防と健康増進を図ることを目的として健康診査の費用の一部を助成する事業です。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	129	98	94	91	84	81
	実績	121	91	86	—	—	—

本市では、上限を 97,500 円として、妊娠中に受診する 14 回の妊婦健康診査受診料を補助します。R3 の実績はほぼ見込み通りとなっています。又、R3 からは、上限が 100,000 円に変更になりました。

(10) 乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業等

生後 4 か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。本市では、「こんにちは赤ちゃん訪問事業」という名称で実施しています。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	129	103	99	96	89	86
	実績	106	84	74	—	—	—

対象出生数の減少に伴い訪問件数の見込み数を下回りました。

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを原則自宅で預かる相互援助活動です。（就学児実績）

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	17	20	19	18	17	16
	実績	24	0	1	—	—	—

事業の利用状況は、参観日や公的事業の援助が多く、個人の援助によるものについては、少数です。R3は新型コロナウイルス感染症対策の影響で参観日や公的事業の中止により、実績人数はなしとなっています。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

教材費や行事参加費など、教育・保育施設が保育料に上乗せ徴収を行う際に、実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。令和元年10月より開始した「幼児教育保育の無償化」に伴い実施しており、R3まで実績人数は1名で、見込み通りです。

単位：人		R1	R2	R3	R4	R5	R6
利用人数	見込み	1	1	1	1	1	1
	実績	1	1	1	—	—	—

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

多様な主体による特定教育・保育施設等の設置・運営を促進し、新規施設事業者が円滑に事業を実施できるよう、新規施設等に対する支援、相談・助言、連携施設のあっせん等を実施するものです。

新規事業者への情報提供や認可化に向けた支援を行います。

「園児のクラクションを鳴らす訓練」報告書

1. 目的 福岡・静岡のバス置き去り事件を受けて、本市においても万一車内に閉じ込められた時に、助けを求められるよう「クラクションを鳴らす訓練」を実施するとともに、自身の命を守る手段を知らせることを目的とする。
2. 期間 10月18日（火）室生こども園
10月20日（木）榛原幼稚園・榛原北保育園（3歳児）
10月24日（月）榛原東幼稚園・榛原北保育園（4、5歳児）
10月31日（月）菟田野こども園
11月21日（月）大字陀こども園
3. 対象 市内公立の幼稚園・こども園・保育園の3、4、5歳児（11月8日現在）
6園中5園実施済 3歳児72名・4歳児74名・83名 計229名実施
4. 内容 バス（自家用車等）内で1人になったらどのようにして助けを求めるのかを子どもたちと考えたり、「クラクション」はどこにあり、どこを押せば鳴るのかを実際のハンドルの写真を見せながら、場所の確認をしたりして訓練を行った。また、気付いてもらえるまでクラクションを鳴らし続けることや、気付いてもらえたら窓ガラス等を叩き大きな声で「たすけて」と叫ぶことも知らせた。
※学年が下がるごとにクラクションを押す力も弱くなることも考え、ハンドルに座りお尻で鳴らすことや、座席に立って全体重をかけて鳴らすこと、水筒等自分の持ち物を使って鳴らす方法も知らせている。
5. 様子 子どもたち自身、片手で押して無理なら両手を使って押ししたり、自らお尻を使って鳴らしてみたりする姿が見られた。また、訓練前にみんなで「助けて」と大きな声で言えてもいざ1人になると、声が小さくなったり、言えなかったりする子どももいた。
※3歳児の小さな子どもは、ハンドルに座ってもクラクションの所までお尻が届かない姿も見られた。また、後ろ向きに座ることが不安定で恐々活動している様子も見られた。
6. その他 桜井警察署からも訓練に参加下さり、「たすけて」と言うときは1人のことが多い。頑張っていて大きな声で言えるようにすること。また、「交通ルール」「バスの乗降について」等も教えていただいた。
7. 成果 保護者から「このような訓練をして頂けて良かった。」という声も聞かれた。子どもたちからは、「ドキドキしたけれど鳴らせてよかった。」「初めてだけど上手く鳴らせて良かった。」という感想とともに、訓練後、車で1人になったらどうする・・・という問いかけにも「クラクションを鳴らす」「助けてって言う。」言う返答があった。この経験が今後万一の時に生きることを願う。

こども基本法（令和4年法律第77号）概要

目的

- 日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、
 - ・ 次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、**自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、**
 - ・ こどもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、**将来にわたって幸福な生活を送ることができる**社会の実現を目指して、
- こども施策を総合的に推進すること

定義

- 「こども」……心身の発達の過程にある者
- 「こども施策」……①～③の施策その他のこどもに関する施策・これと一体的に講ずべき施策
 - ① **新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの心身の発達の過程を通じて切れ目なく行われるこどもの健やかな成長に対する支援**
 - ② 子育てに伴う喜びを実感できる社会の実現に資するため、**就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じて行われる支援**
 - ③ 家庭における養育環境その他の**こどもの養育環境の整備**

基本理念

- ① 全てのこどもについて、**個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けないようにすること**
- ② 全てのこどもについて、適切に養育されること・生活を保障されること・愛され保護されること等の**福祉に係る権利が等しく保障される**とともに、教育基本法の精神にのっとり**教育を受ける機会が等しく与えられること**
- ③ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、自己に直接関係する全ての事項に関して**意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会**が確保されること
- ④ 全てのこどもについて、年齢及び発達の程度に応じ、**意見の尊重、最善の利益が優先して考慮されること**
- ⑤ **こどもの養育は家庭を基本**として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、十分な養育の支援・家庭での養育が困難なこどもの養育環境の確保
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、**子育てに伴う喜び**を実感できる社会環境の整備

責務等

- 国、地方公共団体の責務
- 事業主の努力（雇用環境の整備）・国民の努力（こども施策への関心と理解等）

白書・大綱

- **年次報告（白書）**
- **こども大綱**の策定
(※少子化社会対策／子ども・若者育成支援／子どもの貧困対策の既存の3法律の白書・大綱と一体的に作成)

基本的施策

- 施策に対する**こども等の意見の反映**
- 支援の**総合的・一体的提供の体制整備**
- 関係者相互の**有機的な連携**の確保
- この法律・児童の権利に関する条約の**周知**
- **施策の充実及び財政上の措置**等

こども政策推進会議

- こども家庭庁に**こども政策推進会議**を設置。以下の事務を担当。
 - ① **大綱の案**を作成
 - ② こども施策の**重要事項の審議**・こども施策の**実施を推進**
 - ③ 関係行政機関相互の**調整** 等
- 会議は、会長（**内閣総理大臣**）及び委員（こども政策担当の**内閣府特命担当大臣**・内閣総理大臣が指定する**大臣**）をもって組織

附則

施行期日 令和5年4月1日

検討 国は、この法律の**施行後5年**を目途として、法律の施行状況及びこども施策の実施状況を勘案し、**こども施策が基本理念にのっとり実施されているかどうか**等の観点からその**実態を把握し及び公正かつ適切に評価する仕組みの整備**その他の**基本理念にのっとりたこども施策の一層の推進のために必要な方策**について検討
⇒法制上の措置その他の必要な措置を講ずる

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針のポイント

～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

○常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組・政策を我が国社会の真ん中に据えて（「こどもまんなか社会」）、こどもの視点で、こどもを取り巻くあらゆる環境を視野に入れ、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押し。

○そのための新たな司令塔として、こども家庭庁を創設。

今後のこども政策の基本理念

こどもの視点、子育て当事者の視点に立った政策立案

全てのこどもの健やかな成長、Well-beingの向上

誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援

こどもや家庭が抱える様々な複合する課題に対し、制度や組織による縦割りの壁、年齢の壁を克服した切れ目ない包括的な支援

待ちの支援から、予防的な関わりを強化するとともに、必要なこども・家庭に支援が確実に届くようプッシュ型支援、アウトリーチ型支援に転換

データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案、PDCAサイクル（評価・改善）

- ◆ こどもは保護者や社会の支えを受けながら自己を確立していく主体と認識し、保護すべきところは保護しつつ、こどもの意見を年齢や発達段階に応じて政策に反映。若者の社会参画の促進。
- ◆ 家庭が基盤。親の成長を支援することがこどものより良い成長につながる。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ◆ 妊娠前から、妊娠・出産、新生児期、乳幼児期、学童期、思春期、青年期の一連の成長過程において、良質かつ適切な保健、医療、療育、福祉、教育を提供。
- ◆ 安全で安心して過ごせる多くの居場所を持ちながら、様々な学びや体験ができ、幸せな状態（Well-being）で成長できるよう、家庭、学校、職場、地域等が一体的に取り組む。
- ◆ 全てのこどもが、施策対象として取り残されることなく、当事者として持続可能な社会の実現に参画できるよう支援。
- ◆ こども本人の福祉というだけでなく我が国社会の持続可能性にも資するとの認識。
- ◆ こどもの困難は、こどもの要因、家庭の要因、家庭内の関係性の要因、環境の要因等、様々な要因が複合的に重なり合って表出。問題行動はこどもからのSOS。保護者自身にも支援が必要。
- ◆ 教育、福祉、保健、医療、雇用などに関係する機関や団体が密接にネットワークを形成し支援。18歳など特定の年齢で一律に区切ることなく、こどもや若者が円滑に社会生活を送ることができるようになるまで伴走。
- ◆ 地域における関係機関やNPO等の民間団体等が連携して、こどもにとって適切な場所に向いてオーダーメイドの支援を行うアウトリーチ型支援（訪問支援）の充実。
- ◆ SNSを活用したプッシュ型の情報発信の充実。
- ◆ 様々なデータや統計を活用するとともに、こどもからの意見聴取などの定性的な事実も活用し、個人情報を取り扱う場合にはこども本人等の権利利益の保護にも十分に配慮しながら、エビデンスに基づき多面的に政策的に立案し、評価し、改善。

子ども家庭庁の必要性、目指すもの

- ◆ 子ども政策を更に強力に進めていくため、常にこのものの視点に立ち、このものの最善の利益を第一に考え、**こどもまんなか社会の実現に向けて専一に取り組む独立した行政組織と専任の大臣が必要。**
- ◆ 新たな行政組織として、**こどもが、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができる社会の実現に向けて、こどもと家庭の福祉の増進・保健の向上等の支援、こどもの権利利益の擁護を任務とするこども家庭庁を創設。**
- ◆ こどもにとって必要不可欠な教育は文部科学省の下で充実。こども家庭庁と文部科学省が密接に連携。

こども家庭庁の基本姿勢

- ① **こどもの視点、子育て当事者の視点**
こどもや若者の意見を年齢や発達の程度に応じて政策に反映。子育て当事者の意見を政策に反映。
- ② **地方自治体との連携強化**
現場のニーズを踏まえた先進的な取組を横展開し、必要に応じて制度化。人事交流の推進。定期的な協議の場の設置。
- ③ **NPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働**
NPO等の様々な民間団体や、民生・児童委員、青少年相談員、保護司等とのネットワークの強化。民間人の積極登用。

強い司令塔機能

- ◆ 内閣総理大臣の直属の機関として、**内閣府の外局に。**
- ◆ これまで別々に担われてきた**司令塔機能**をこども家庭庁に一本化し、**就学前の全てのこどもの育ちの保障や全てのこどもの居場所づくりなどを主導する。**
- ◆ 各省大臣に対する**勧告権**等を有することも政策を担当する内閣府特命担当大臣を**必置化**。
- ◆ 別々に運営されてきた**総理を長とする閣僚会議**を**一体的に運営**。
- ◆ 別々に作成・推進されてきた**大綱**を**一体的に作成・推進**。

法律・事務の移管・共管・関与

- ◆ 主としてこどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援を目的とするものは移管。
- ◆ こどもの権利利益の擁護、こどもや家庭の福祉・保健等の支援とそれ以外の政策分野を含んでいるものは共管。
- ◆ 国民全体の教育の振興等を目的とするものは、関係府省庁の所管としつつ、個別作用法に具体的な関与を規定するほか、総合調整。

新規の政策課題や隙間事案への対応

- ◆ こども政策に関し他省に属しない事務を担い、**各省庁の間で抜け落ちることがないよう必要な取組**を行うとともに、**新規の政策課題に取り組み**。

体制と主な事務

- ◆ 内閣総理大臣、こども政策を担当する内閣府特命担当大臣、こども家庭庁長官の下に、内部部局として以下の3部門。
- ◆ 移管する定員を大幅に上回る体制を目指す。地方自治体職員や民間人材の積極登用。

企画立案・総合調整部門

- ▶ **こどもの視点・子育て当事者の視点に立った政策の企画立案・総合調整**
 - ・ こどもや若者から意見を聴くユース政策モニターなどの実施、審議会等委員等へのこども・若者の参画促進、SNSを活用した意見聴取等の検討
 - ・ こども政策に関連する大綱を一体的に作成・推進、地方自治体における関連計画の策定支援
 - ・ 児童の権利に関する条約に関する取組を主体的に実施（外務省と連携）
- ▶ **必要な支援を必要の人に届けるための情報発信や広報等**
- ▶ **データ・統計を活用したエビデンスに基づく政策立案と実践、評価、改善**
 - ・ こどもや若者の意識調査、子どもの貧困対策や少子化対策に関する調査研究の充実、関連する国会報告（法定白書）の一体的な作成
 - ・ こどもや家庭に能動的なプッシュ型支援を届けるためのデジタル基盤の整備推進（デジタル庁と連携）

成育部門

- ▶ **妊娠・出産の支援、母子保健、成育医療等**
 - ・ 子育て世代包括支援センターによる産前産後から子育て期を通じた支援
 - ・ 産後ケアなどの支援を受けられる環境の整備
- ▶ **就学前の全てのこどもの育ちの保障**
 - ・ 幼稚園・保育所・認定こども園（「3施設」）、家庭、地域を含めた取組の主導、未就園児対策
 - ・ 3施設の教育・保育内容の基準の文部科学省との共同告示
 - ・ 認定こども園の事務の輻輳や縦割りの改善（施設整備費の一本化等）
- ▶ **相談対応や情報提供の充実、全てのこどもの居場所づくり**
 - ・ 子ども・若者総合相談センター、子育て世代包括支援センター、子ども家庭総合支援拠点、地域子育て支援拠点の充実
 - ・ 放課後児童クラブ、児童館や青少年センター、こども食堂、学習支援の場などの様々な居場所（サードプレイス）づくり
 - ・ 児童手当の支給
- ▶ **こどもの安全**（性的被害の防止、事故防止、予防のための死亡検証(CDR)等)

支援部門

- ▶ **様々な困難を抱えるこどもや家庭に対する年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援**
 - ・ 地域の支援ネットワークづくり（子ども・若者支援地域協議会、要保護児童対策地域協議会）
 - ・ 児童虐待防止対策の強化
 - ・ いじめ防止及び不登校対策（文部科学省と連携）等
- ▶ **社会的養護の充実及び自立支援**
- ▶ **こどもの貧困対策、ひとり親家庭の支援**
- ▶ **障害児支援**

スケジュール

- ◆ 令和5年度のできる限り早い時期に創設。次期常会に法案提出。
- ◆ 「こどもに関する政策パッケージ」等に基づき、こども家庭庁の創設を待たずにできることから速やかに実施。

こども政策を強力に進めるための安定財源の確保

- ◆ 国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め、幅広く検討を進め、確保に努めていく。
- ◆ 応能負担や歳入改革、企業を含め社会・経済の参加者全員が広く負担していく新たな枠組みの検討。

こども家庭庁の組織・事務・権限について(イメージ)

(参考1)

- 内閣府の外局として設置
- 令和5年度のできる限り早期に設置
- 内部組織は、司令塔部門、成育部門、支援部門の3部門体制(移管する定員を大幅に上回る体制を目指す)

内閣総理大臣

こども政策担当大臣

こども家庭庁

司令塔機能

○各府省庁に分かれているこども政策に関する総合調整権限を一本化

・青少年の健全な育成及び子どもの貧困対策【内閣府政策統括官(政策調整)】

・少子化対策及び子ども・子育て支援【内閣府子ども・子育て本部】

・犯罪から子どもを守る取組【内閣官庁】

・児童虐待防止対策【厚生労働省】

・児童の性的搾取対策【国家公安委員会・警察庁】

○今まで司令塔不在だった就学前のこどもの育ちや放課後のこどもの居場所についても主導

○こどもや子育て当事者、現場(地方自治体、支援を行う民間団体等)の意見を政策立案に反映する仕組みの導入(これらを踏まえた各府省所管事務への関与)

各府省から移管される事務

<内閣府>

○政策統括官(政策調整担当)が所掌する子ども・若者育成支援及び子どもの貧困対策に関する事務

○子ども・子育て本部が所掌する事務

<文部科学省>

○総合教育政策局が所掌する災害共済給付に関する事務

<厚生労働省>

○子ども家庭局が所掌する事務(婦人保護事業を除く。)

○障害保健福祉部が所掌する障害児支援に関する事務

新たに行う・強化する事務

性的被害の防止、CDRの検討、プッシュ型支援を届けるデジタル基盤整備 等

※CDR：こどもの死亡の原因に関する情報の収集・分析・活用などの予防のためのこどもの死亡検証

こども政策に関わる各府省大臣

文部科学省

○教育の振興

○学校教育の振興
(制度、教育課程、免許、財政支援など)

○幼児教育の振興

○学校におけるいじめ防止、不登校対策

厚生労働省

○医療の普及及び向上

○労働者の働く環境の整備

その他の府省

総合調整権限に基づく勧告

幼稚園教育要領・保育所保育指針を相互に協議の上共同で策定

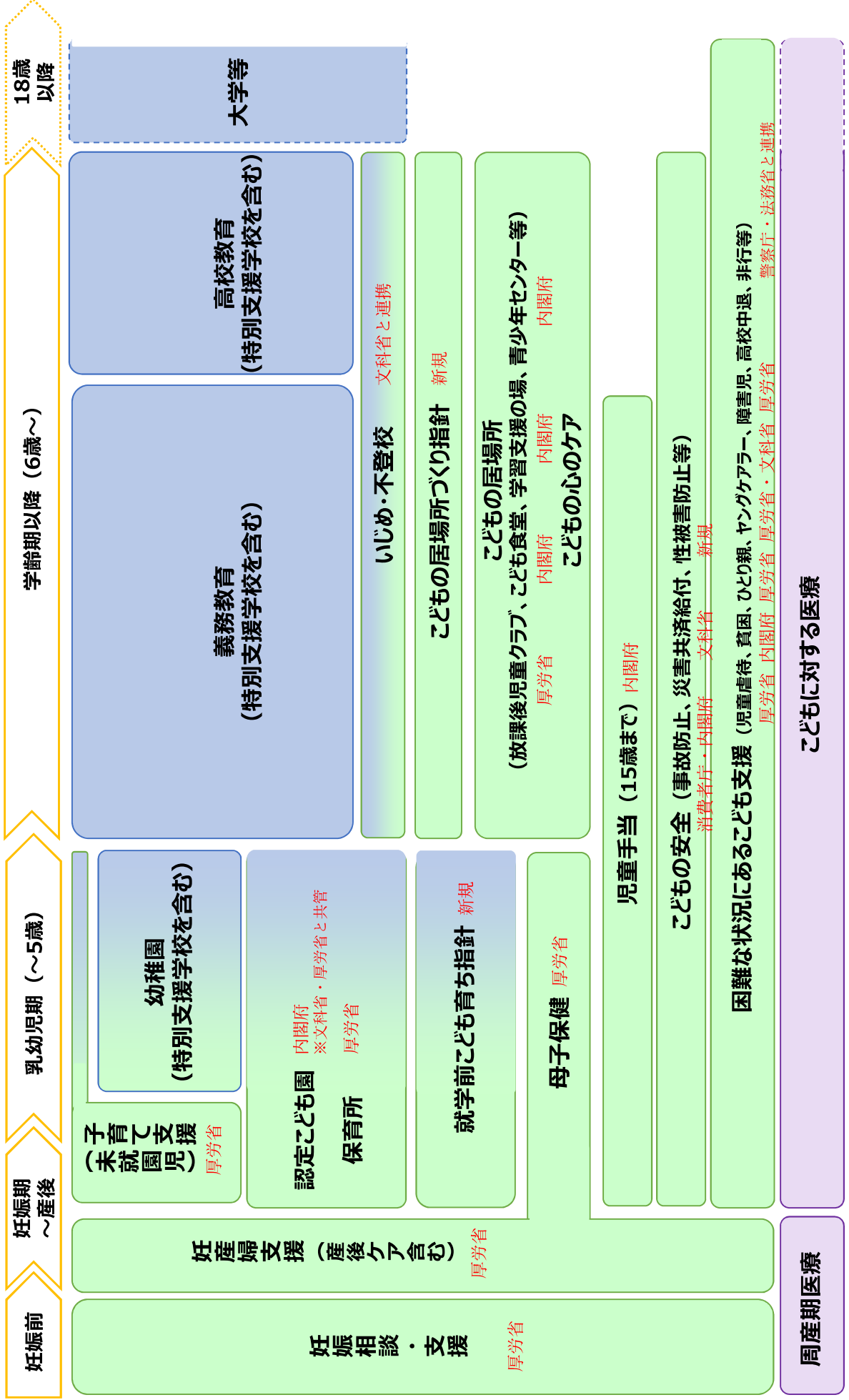
いじめ重大事態に係る情報共有と対策の一体的検討

医療関係各法に基づく基本方針等の策定における関与

こども家庭庁の創設について(イメージ)

こども家庭庁の創設により、

- こどもと家庭の福祉・保健その他の支援、こどもの権利利益の擁護を一元化
- 年齢や制度の壁を克服した切れ目ない包括的支援を実現
- 就学前の育ちの格差是正
- こども・子育て当事者の視点に立った政策の実現 (プッシュ型情報発信、伴走型支援)



周産期医療

こどもに対する医療

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和4年法律第66号）の概要

改正の趣旨

児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行う。

改正の概要

1. 子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充 〔児童福祉法、母子保健法〕

① 市区町村は、全ての妊産婦・子育て世帯・子どもの包括的な相談支援等を行うことも家庭センター（※）の設置や、身近な子育て支援の場（保育所等）における相談機関の整備に努める。これも家庭センターは、支援を要する子どもや妊産婦等への支援計画（サポートプラン）を作成する。

※子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し。

② 訪問による家事支援、児童の居場所づくりの支援、親子関係の形成の支援等を行う事業をそれぞれ新設する。これらを含む家庭支援の事業について市区町村が必要に応じ利用勧奨・措置を実施する。

③ 児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことの明確化や、障害種別にかかわらず障害児を支援できるよう児童発達支援の類型（福祉型、医療型）の一元化を行う。

2. 一時保護所及び児童相談所による児童への処遇や支援、困難を抱える妊産婦等への支援の質の向上 〔児童福祉法〕

① 一時保護所の設備・運営基準を策定して一時保護所の環境改善を図る。児童相談所による支援の強化として、民間との協働による親子再統合の事業の実施や、里親支援センターの児童福祉施設としての位置づけ等を行う。

② 困難を抱える妊産婦等に一時的な住居や食事提供、その後の養育等に係る情報提供等を行う事業を創設する。

3. 社会的養育経験者・障害児入所施設の入所児童等に対する自立支援の強化 〔児童福祉法〕

① 児童自立生活援助の年齢による一律の利用制限を弾力化する。社会的養育経験者等を通所や訪問等により支援する拠点を設置する事業を創設する。

② 障害児入所施設の入所児童等が地域生活等へ移行する際の調整の責任主体（都道府県・政令市）を明確化するとともに、22歳までの入所継続を可能とする。

4. 児童の意見聴取等の仕組みの整備 〔児童福祉法〕

児童相談所等は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずることとする。都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行う。

5. 一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入 〔児童福祉法〕

児童相談所が一時保護を開始する際に、親権者等が同意した場合を除き、事前又は保護開始から7日以内に裁判官に一時保護状を請求する等の手続を設ける。

6. 子ども家庭福祉の実務者の専門性の向上 〔児童福祉法〕

児童虐待を受けた児童の保護等の専門的対応を要する事項について十分な知識・技術を有する者を新たに児童福祉司の任用要件に追加する。

※当該規定に基づいて、子ども家庭福祉の実務経験者向けの認定資格を導入する。

※認定資格の取得状況等を勘案するとともに、業務内容や必要な専門知識・技術、教育課程の明確化、養成体制や資格取得者の雇用機会の確保、といった環境を整備しつつ、その能力を発揮して働くことができる組織及び資格の在り方について、国家資格を含め、施行後2年を目途として検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

7. 児童をいせつ行為から守る環境整備（性犯罪歴等の証明を求めるとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。） 〔児童福祉法〕

児童にわいせつ行為を行った保育士の資格管理の厳格化を行うとともに、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表や共有を可能とするほか、児童福祉施設等の運営について、国が定める基準に従い、条例で基準を定めるべき事項に児童の安全の確保を加えるなど所要の改正を行う。

施行期日

令和6年4月1日（ただし、5は公布後3年以内で政令で定める日、7の一部は公布後3月を経過した日、7の一部は公布後2年以内で政令で定める日）

こども家庭センターの設置とサポートプランの作成（1. ①関係）

○ 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）の設置に努めることとする。

※ 子ども家庭総合支援拠点：635自治体、716箇所、子育て世代包括支援センター：1,603自治体、2,451箇所（令和3年4月時点）

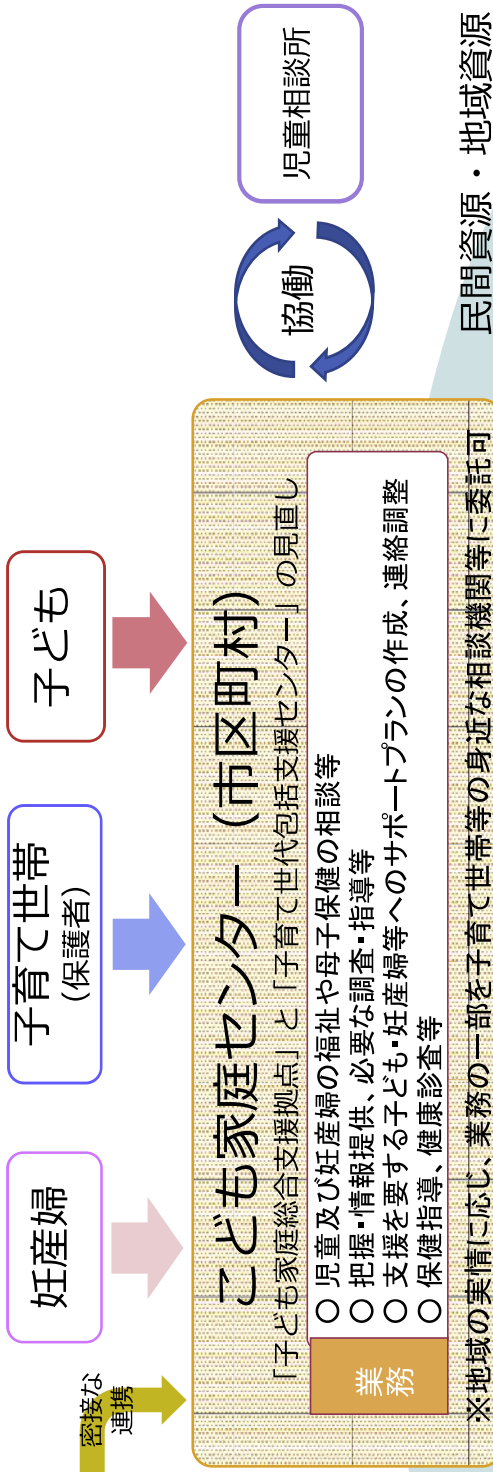
○ この相談機関では、妊娠届から妊産婦支援、子育てや子どもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

※ 児童及び妊産婦の福祉に関する把握・情報提供・相談等、支援を要する子ども・妊産婦等へのサポートプランの作成、母子保健の相談等を市区町村の行わなければならない業務として位置づけ

妊産婦、子育て世帯、子どもが気軽に相談できる子育て世帯の身近な相談機関

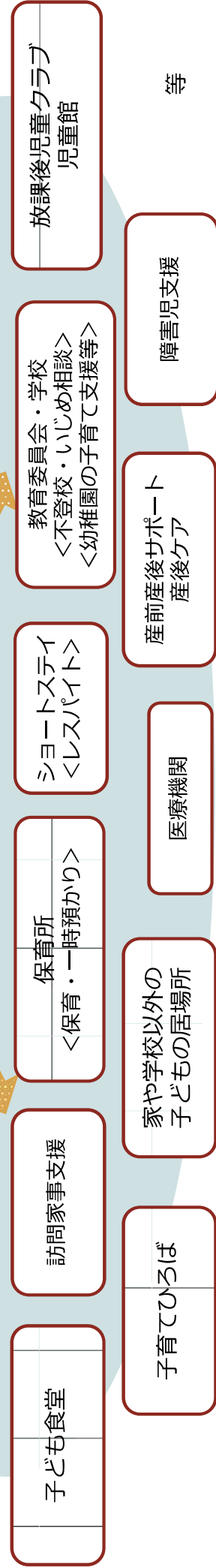
保育所、認定こども園、幼稚園、地域子育て支援拠点事業など子育て支援を行う施設・事業を行う場を想定。

○ 市町村は区域ごとに体制整備に努める。



民間資源・地域資源と一体となった支援体制の構築

様々な資源による支援メニューにつなぐ



市区町村における子育て家庭への支援の充実（1. ②関係）

- 要支援・要保護児童（※1）は約23万人、特定妊婦（※2）は約0.8万人とされる中、支援の充実が求められている。
※1 保護者への養育支援が特に必要、保護者による監護が不適当な児童 ※2 出産前において出産後の養育支援が必要な妊婦
- 地域子ども・子育て支援事業において、訪問型支援、通所型支援、短期入所支援の種類・量・質の充実を図るとともに、親子関係の構築に向けた支援を行う。
- 市区町村において計画的整備を行い、特に、支援が必要な者に対しては市区町村が利用勧奨・措置を実施する。

子育て世帯訪問支援事業（訪問による生活の支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象（支援を要するヤングケアラー含む）
- 訪問し、子育てに関する情報の提供、家事・養育に関する援助等を行う。
例）調理、掃除等の家事、子どもの送迎、子育ての助言 等

児童育成支援拠点事業（学校や家以外の子ども居場所支援）

- 養育環境等の課題（虐待リスクが高い、不登校等）を抱える主に学齢期の児童を対象
- 児童の居場所となる拠点を開設し、児童に生活の場を与えとともに児童や保護者への相談等を行う
例）居場所の提供、食事の提供、生活リズム・メンタルの調整、学習支援、関係機関との調整 等

親子関係形成支援事業（親子関係の構築に向けた支援）

- 要支援児童、要保護児童及びその保護者、特定妊婦等を対象
- 親子間の適切な関係性の構築を目的とし、子どもの発達の状況等に応じた支援を行う。
例）講義・グループワーク・ロールプレイ等の手法で子どもとの関わり方を学ぶ（ペアレントトレーニング） 等

子育て短期支援事業

- 保護者が子どもと共に入所・利用可能とする。子どもが自ら入所・利用を希望した場合の入所・利用を可とする。
- 専用居室・専用人員配置の推進、入所・利用日数の柔軟化（個別状況に応じた利用日数の設定を可とする）を進める。

一時預かり事業

- 子育て負担を軽減する目的（レスパイト利用など）での利用が可能である旨を明確化する。

- 地域子ども・子育て支援事業への位置づけ
- ✓ 市区町村の計画的整備
- ✓ 子ども・子育て交付金の充当

○児童委員・主任児童委員制度はこども家庭庁に移管。民生委員制度は引き続き厚生労働省が所管。

- ・ こども家庭庁の創設により、民生委員は厚生労働省、児童委員はこども家庭庁が所管することとなるが、地域で御活躍いただいている民生委員・児童委員の業務や役割に変更が生じるものではない。

○民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名は、引き続き厚生労働大臣が行う。（法律改正なし）

- ・ こども家庭庁の創設後も、民生委員・児童委員の地域での一体的な活動に支障をきたすことのないよう、民生委員・児童委員の委嘱、主任児童委員の指名を引き続き厚生労働大臣が行う。また、民生委員・児童委員の選任要領を変更する予定はない。
- ・ 民生委員・児童委員の推薦や委嘱・解嘱、主任児童委員の指名の事務については、社会・援護局から地方厚生局を通じて自治体に連絡・調整しているが、こども家庭庁の設置後にこれらの事務の流れを変更する予定はない。
- ・ 表彰の事務手続きについても同様であり、こども家庭庁創設後も児童委員・主任児童委員含め厚生労働大臣から表彰する。

・民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)(抄)
第五条 民生委員は、都道府県知事の推薦によつて、厚生労働大臣がこれを委嘱する。
・児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)(抄)
第十六条 市町村の区域に児童委員を置く。
② 民生委員法(昭和二十三年法律第九十八号)による民生委員は、児童委員に充てられたものとする。
③ 厚生労働大臣は、児童委員のうちから、主任児童委員を指名する。

○民生委員法及び児童福祉法に連携規定を新設。

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律(抄)
・民生委員法
第二十八条 厚生労働大臣は、この法律の運用に当たつては、内閣総理大臣の協力を求めるものとする。(新設)
・児童福祉法
第二十八条之二 内閣総理大臣及び厚生労働大臣は、児童委員の制度の運用に当たつては、必要な情報交換を行う等相互に連携を図りながら協力しなければならない。(新設)

○全民児連・厚生労働省・こども家庭庁三者間の緊密な連携の推進。

- ・ 各地域で懸念や支障が生じることのないよう、関係者の皆様のご意見もお伺いしながら、全民児連と厚生労働省、こども家庭庁の三者で適時情報共有・意見交換を行うなど、緊密に連携していく。

令和3年度「宇陀市子ども食堂」事業報告

1. 事業報告

- 4月7日 市長との意見交換会開催
 5月1日 広報うだ掲載 特集ページ
 9月 市子ども食堂運営支援補助金交付要綱制定
 10月 市ホームページ掲載
 10月27日 子ども食堂開設セミナー開催
 3月 令和3年度運営支援補助金交付

2. 登録団体

No.	子ども食堂名称	運営団体名称	主な活動エリア
1	ときわぎキッチン	天理教常盤木分教会	宇陀市大宇陀
2	山の子キッチン	部落解放同盟岩崎支部	宇陀市菟田野
3	榛原スマイル子ども食堂	榛原スマイル子ども食堂	宇陀市榛原
4	アットホームYAMATO	YAMATO NPO 法人 大和の心を育む会	宇陀市大宇陀
5	宝ん家(たからんち)	特定非営利活動法人 うだ夢創の里	宇陀市室生
6	雲の上子ども食堂	雲の上子ども食堂運営委員会	宇陀市榛原

3. 市子ども食堂運営支援補助金交付状況

No.	実施団体名	実施回数	参加者			市補助金
			子ども	大人	合計	
1	ときわぎキッチン	12回	1,104人	396人	1,500人	120,000円
2	榛原スマイル子ども食堂	3回	188人	52人	240人	27,600円
3	アットホームYAMATO	4回	46人	58人	104人	9,200円
合計		19回	1,338人	506人	1,844人	156,800円

4. 補助団体の収入の状況

費目	市補助金	その他補助金	参加費	その他	合計
収入額	156,800円	120,000円	328,400円	5,000円	610,200円
割合	25.7%	19.7%	53.8%	0.8%	

5. 支出の状況

費目	食材費	事務費	光熱費	備品	賃借料	合計	自己資金
支出額	405,943円	165,489円	42,000円	11,880円	27,145円	652,457円	652,457円
割合	62.2%	25.4%	6.4%	1.8%	4.2%		106.9%

こども食堂について

こども食堂は、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供する支援活動です。また、子どもの食育や居場所づくりにとどまらず、それを契機として、地域住民の交流拠点に発展する可能性があり、地域共生社会の実現に向けて大きな役割を果たすことが期待されています。



こども食堂の目的

今日、社会全体のつながりが希薄化している中で、社会的な孤独・孤立の問題の深刻化が懸念されています。こども食堂は、こうした状況下において、子どもを真ん中にした居場所をつくり、人と人とのつながりを守る活動であり、宇陀市としても、このような活動をこども食堂の運営者のほか、地域住民及び福祉関係者等に広め、こども食堂が広がり、つながることを目的としています。



市内の活動団体

こども食堂名称	運営団体名称	主な活動エリア	開催場所	開催頻度
ときわぎキッチン	天理教常盤木分教会	宇陀市 大宇陀	天理教常盤木分教会、大宇陀小学校	月1回
山の子キッチン	部落解放同盟岩崎支部	宇陀市 菟田野	宇陀市人権交流センター	月1回（第2土曜日）
榛原スマイル子ども食堂	榛原スマイル子ども食堂	宇陀市 榛原	ゆあほうむ榛原、宗佑寺、榛原農林会館	2か月に1回（土曜日）
アットホームYAMATO	NPO法人大和の心を育む会	宇陀市 大宇陀	宇陀市中央公民館（大宇陀分館講座室）	月1回
宝ん家 （たからんち）	特定非営利活動法人うだ夢創の里	宇陀市 室生	うだ夢創の里	月1回
雲の上子ども食堂	雲の上子ども食堂運営委員会	宇陀市 榛原	みんなの居場所さんどさんど	月1回

宇陀市子ども食堂運営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、子どもを健やかに育成するための環境整備の推進を図るため、子ども食堂を運営する団体に対して予算の範囲内において補助金を交付することに必要事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 子ども 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第6条第1項に規定する者をいう。
- (2) 子ども食堂 食事や学習、地域住民との交流などを通して子どもが安心して過ごせる居場所づくりに推進する取組をいう。

(補助対象団体)

第3条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、市内で子ども食堂を運営する団体のうち、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する団体ではないこと。
- (2) 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない団体であること。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、次に掲げる要件を全て満たす子ども食堂の運営に係る事業とする。

- (1) 原則として、子ども食堂の運営を1年以上継続し、かつ、年間3回以上行う予定であること。
- (2) 1回当たり10食以上の食事を提供できる体制が構築されていること。
- (3) 常時責任者を配置し、安全に配慮して実施すること。
- (4) 食事の提供に当たり、食中毒、食物アレルギー等への対策及び対応を行う体制が構築されていること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助金の交付の対象となる経費は、子ども食堂において子どもに提供する食事に要する経費であって、1食につき200円とし、1会計年度12万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象団体は、補助金の交付を受けようとするときは、宇陀市子ども食堂運営支援補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 収支予算書(様式第3号)
- (3) 誓約書(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、宇陀市子ども食堂運営支援補助金交付(不交付)決定通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(概算払)

第8条 市長は、補助金の交付決定をした場合において、必要があると認めるときは、補助金を概算払により支払うことができるものとする。

2 前条の規定により補助金の交付決定を受けた補助対象団体(以下「補助団体」という。)は、前項の概算払を受けようとするときは、宇陀市子ども食堂運営支援補助金概算払請求書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第9条 補助団体は、その事業が完了したときは、補助金の交付決定のあつた日の属する年度の末日までに、実績報告書(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(様式第8号)
- (2) 子ども食堂を実施したことが確認できる写真
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付の額を確定し、宇陀市子ども食堂運営支援補助金交付額確定通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(補助金の精算)

第11条 第8条第2項の規定により概算払の請求をした補助団体は、宇陀市子ども食堂運営支援補助金概算払精算書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付請求及び交付)

第12条 第10条に規定する通知を受けた補助団体は、補助金の交付の請求をしようとするときは、宇陀市子ども食堂運営支援補助金交付請求書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項に規定する請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。
- 3 市長は、概算払により補助金を交付した場合において、前条に規定する精算書を受理したときは、当該概算払をした補助金を精算して補助金を交付する。

(指示及び検査)

第13条 市長は、補助団体に対し、必要な指示をし、又は書類、帳簿等の検査を行うことができる。

(補助金の交付決定の取消し)

第14条 市長は、補助団体が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条の規定により市長が付した条件に違反したとき。
- (2) 前条の規定による市長の指示に従わなかったとき、又は検査を拒み、若しくは妨げたとき。
- (3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めるとき。

(補助金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により補助金の交付を取り消した場合において、補助団体に対し既に交付した補助金があるときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行し、令和3年4月分の補助対象経費から適用する。

ときわぎキッチン

「子供達に笑顔と元気を届けたい」

子供から大人まで楽しく食事が出来る地域交流型の「こども食堂」です。近年、全国各地で広まりつつあるこどもの居場所作り。私たちのこども食堂では単に食事を提供するだけでなく、こどもから大人まで互いに心を通わせる地域交流の場としても活動しています。毎月一度の開催日には子供達の笑顔であふれます。コロナ禍の現在は手作り弁当を天理教常盤木分教会で調理し、大宇陀小学校で配布しています。お陰様でその輪が広がり、毎月宇陀市内から180食近くの注文を頂くようになりました。また、ボランティアの方々も榛生昇陽高校の学生をはじめ幅広い世代の方々がお手伝いに来て下さっています。

活動状況

日付	場所	大人	こども	計	内容	備考
4月14日	大宇陀小学校	22	82	104	お弁当配布	
5月19日	大宇陀小学校	33	111	144	お弁当配布	
6月23日	大宇陀小学校	36	101	137	お弁当配布	
7月14日	大宇陀小学校	39	106	145	お弁当配布	
8月11日	常盤木分教会	30	71	101	カレー食堂	
9月22日	大宇陀小学校	33	91	124	お弁当配布	
10月20日	大宇陀小学校	31	87	118	お弁当配布	
11月17日	大宇陀小学校	35	96	131	お弁当配布	
12月15日	大宇陀小学校	31	87	118	お弁当配布	
2月2日	大宇陀小学校	40	101	141	お弁当配布	
2月16日	大宇陀小学校	40	101	141	お弁当配布	
3月16日	大宇陀小学校	26	70	96	お弁当配布	
	合計	396	1,104	1,500		

活動状況

毎回、寄せられる励ましのメッセージにもやりがいを感じます。その一部を紹介します。

【2年前、得たいの知れないコロナに世界中が怯え、休校になったり、お店が閉まったり。私も家に巣籠もりして、外出がこわくなって、でもそんな中、子ども食堂のお弁当に出逢ったのを覚えています。毎日必死にご飯をつくり、毎日家のなかで怒ったりして、そんな、大人のストレスを受けて過ごしていた頃でした。お弁当を受けとりにいったとき、ときわぎキッチンの皆さんの笑顔、（人を出迎える心）に、電気が走ったような感覚でした。恐れる気持ちはみんな同じなのに、そこに火を灯すような心遣いで、家族で本当においしくよばれたのを、今でも覚えています。今日、いただいたとき、私はいつも以上に、子供たちに伝えました。

【次項につづく】



活動状況

『コロナでみんなに元気を出してもらおうとして、朝からときわぎキッチンの方々が一生懸命作ってくれはったんやで』と。子供たちも、いつもよりも『残さずに食べようとする』姿がみえました。子ども食堂は、食育にもつながるんやなあと感謝しています。お金では買えない、優しさが何よりも勇気付けられました。毎日、感染者数を聞いて、暗い気持ちになりそうですが、ときわぎキッチンの皆さんのように、明るく前を向いて歩む姿を子供たちに見せたいです。本当にありがとうございました！どうか、みんな健康でコロナ禍を乗り越えられますように】

こうしたメッセージにスタッフも励まされています。



活動状況



ひとこと

昨年夏休みに開催した特別企画こども食堂フェスティバルでは、天理教常盤木分教会で一堂に会しての会食を開催しました。コロナの感染対策や密を避けるための工夫に尽力しましたが、大勢の人が集まるとどうしても不安を感じさせてしまう懸念があります。参加する方々だけでなく、その地域の方々にも配慮が必要であると深く感じました。そこで、今年の夏休みは会場を変え、市外のキャンプ場を利用したことで、安全な屋外で安心してこども食堂フェスティバルを開催できました。子ども達も調理に参加し、食育の機会にもつながったと思います。



宇陀市社会福祉協議会

児童発達支援事業所 にじいろこあら (2022. 4. 1~)

【宇陀市委託事業：プチこあら】

未受診・発達不安

毎年6月スタート 月に1~2回

4月スタート 月に3回

~2022. 3. 31まで

2022. 4. 1から

【宇陀市委託事業：療育教室】

2歳児~5歳児

にじいろこあら

受診 必要

【児童発達支援事業】

2歳児~5歳児

にじいろこあら

受診・受給者証 必要

小集団療育

2歳児：月3回

3~5歳児：月2回

小集団療育

2歳児：月3回

3~5歳児：月4回

個別療育

2~5歳児：月1回程度